

# 規制改革推進会議人材WG御説明資料

「在宅ワーカーの健康確保の在り方」に関する検討状況について

平成29年1月31日

厚生労働省雇用均等・児童家庭局短時間・在宅労働課

## 「規制改革実施計画（平成28年6月2日閣議決定）」（抄）

事項名	規制改革の内容	実施時期
在宅ワーカーの健康確保の在り方	<p>在宅ワーカーの健康を確保する観点から、以下の取組を行う。</p> <p>a 「在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン」における健康確保に関する記述の充実を図る。</p> <p>b クラウドソーシングのような新しい就業形態が出現していることを踏まえ、在宅ワーカーの就業実態を包括的に把握するとともに、在宅ワーカーの健康確保に関する課題の整理を行い、必要な措置を講ずる。</p>	<p>平成28年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置</p>

現在の検討状況	今後の対応
<ul style="list-style-type: none"> <li>n 「在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン」における健康確保に関する記述の充実を図るため、「今後の在宅就業施策の在り方に関する検討会」において、発注者(仲介機関を含む)・在宅ワーカーに対するヒアリングを実施したが、直ちに対応すべき課題は見受けられなかった。</li> <li>n こうしたことから、平成29年度に、在宅ワーカーの就業実態を包括的に把握するための実態調査を行い、健康確保に関する課題の整理を行った上で、同年度中に「在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン」の改正を行うこととし、平成29年度予算案において、実態調査に要する費用を計上した。</li> <li>n 働き方改革実現会議において、在宅ワークを含む非雇用型テレワークについても、実行計画の策定に向けて議論されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>n 平成29年度、クラウドソーシングを活用した就業を含め、非雇用型テレワークの就業実態調査を実施する。</li> <li>n 働き方改革実現会議での結論及び上記実態調査の結果等を踏まえ、有識者等による検討会において、在宅ワーカーを含む非雇用型テレワーカーの健康確保等に関する課題の整理を行うとともに、「在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン」の改正を行い、その他必要な措置について検討する。</li> </ul>

- ・ 適正な契約条件で安心して在宅ワークに従事することができるよう、また、事情によってやむを得ず離職した労働者が再度就職するまでの期間をキャリアの空白にせず継続的にスキルアップ等を行えるよう、在宅就業者・発注者等に対する総合支援サイトやセミナー等を通じた情報提供・相談対応、発注検討企業に対するコンサルティング等を実施するとともに、在宅就業の在り方について検討。

## 在宅就業の在り方に関する検討

- ・ 「今後の在宅就業施策の在り方に関する検討会」（鎌田座長）を開催し、在宅就業に係る課題や講ずべき措置について、ヒアリングや調査を実施しつつ検討

### 「平成28年度 今後の在宅就業施策の在り方に関する検討会」

（座長、50音順、敬称略）

芦野 訓和	東洋大学法学部 教授
有田 謙司	西南学院大学法学部 教授
大嶋 淳俊	いわき明星大学教養学部 教授
鎌田 耕一	東洋大学法学部 教授
菊地 加奈子	特定社会保険労務士 菊地加奈子事務所代表
村上 義昭	日本政策金融公庫総合研究所 主席研究員
山本 眞弓	銀座新明和法律事務所 弁護士

## 在宅就業者への情報提供等

- ・ Home Workers Web (<http://homeworkers.mhlw.go.jp>) において、在宅ワーカーの能力開発、再就職に役立つ情報を提供
- ・ セミナーの開催
- ・ Home Workers Web・メールを利用した相談対応

## 発注者・発注検討企業への情報提供等

- ・ セミナーの開催、発注事例等の提供、コンサルティングの実施、モデル事例の作成
- ・ Home Workers Web・メールを利用した相談対応

### 【総理発言(抜粋)】

一人ひとりが自らのライフステージに合った仕事の仕方を選択できる社会を創り上げていきたいと考えております。テレワークは子育て・介護と仕事の両立の手段(略)としても有効であります。我が国の場合、テレワークの利用者(略)は、いまだ極めて少ないわけであります。(略)その普及を図っていくことは極めて重要であります。

### 【委員発言(抜粋)】

#### (樋口議員)

非雇用型のテレワークにつきましては、個人請負の就労形態にさまざまな問題が生じていることも了解しております。特に経済的な従属制が高い者への保護などを中長期的に検討するとともに、詐欺まがいの業者などは消費者立法での排除が必要ではないかと思えます。果たしてどこの省庁がこの担当になっているのか。(略)それらのデマケを明確にして取り組んでいく必要があるのではないかと考えております。

#### (神津議員)

テレワークや副業など、柔軟な働き方につきましては、雇用の安定と公正な労働条件の確保が大前提であり、適切な労働時間管理が不可欠だと思えます。(略)雇用労働者に極めて近い働き方をしているにもかかわらず、労働法の適用から漏れてしまうケースが増加しており、この点は問題であります。(略)労働災害や契約ルール、最低賃金など、働く人の保護が必要であると考えます。

#### (水町議員)

個人請負など、非雇用型のテレワーク等につきましても、家内労働法の適用拡大など、実態に応じた法的枠組みの整備を行うことを検討すべきだと思えます。

#### (岩村議員)

テレワークや多様な就業形態の扱いにつきましては、労働者に引きつけて考えるのか、それとも自営業者に引きつけて考えるのかでも大きく考え方が分かります。自営業者に引きつける場合にも、就業条件や報酬につきまして保護規定を考える必要はあるのではないのでしょうか。